

第22回理事会

負担増中止へ新署名スタート

通常国会、府福祉医療改悪対策など議論

協会は2月4日、第22回理事会を開き、第19回通常国会に提案される患者負担増を許さない新請願署名運動、2月府議会に諮られる大阪府福祉医療費助成制度改悪を阻止する運動、5月の評議員会、総会を控えて役員改選や新年度方針づくり、予算案などを協議し、当面の運動対策と会務運営について提案を承認した。

6月まで

新たな患者負担増は、▽70歳以上の患者の負担限度額の引き上げ(高額療養費制度)▽入院時の居住費(光熱水費)の負担増▽後期高齢者の保険料軽減特例の縮小・廃止などで、2017年

度予算関連項目として通常国会に提出される。協会・保団連は、2月から「今こそストップ!患者負担増」の新請願署名を国会会期中の6月まで取り組む。新署名用紙と解説リーフレットを会員に届ける。ハガキ署名入りのポケットティッシュの活用を呼びかけていく。2月24日に開く大阪府議会の2月定例会では、福祉医療費助成制度の改悪案が出される。協会も参加する「福祉医療の拡充を求める実行委員会」では2月末までに10万筆を目標に請願署名に取り組んでいる。協会会員に協力を呼びかけ、署名を集めてきた。2月19日には、「大阪の福祉医療、いまこそ拡充を!」

・19府民大集会」を開く。歯科・歯科協会で集会趣旨賛同アピールを1000人を目指して集めている。実行委は会員、家族、スタッフに参加を呼びかけている。保団連が取りまとめる2018年診療報酬・介護報酬改定に向けた改善要求では、社保研究部の見解をもとに協会の要望を取りまとめる。5月20日に開く第53回通常評議員会、5月28日に開く第53回定期総会に向けて、理事・監事の改選手続きを役員選考委員会で開始した。2017年度予算案は2016年度決算を経て5月理事会で最終案をまとめ、評議員会、総会に提案する。

第53回定期総会

会員とともに

新聞部



安倍政権が社会保障費削減政策を強めるなか、協会機関紙「大阪歯科保険医新聞」では医療大改悪の撤回を迫るキャンペーンを展開した。患者負担増の中止を会員に知らせるとともに、「口腔崩壊」を切り口に経済的理

由で治療が受けられない実態を取材。「ストップ患者負担増」貧困と格差を訴える声が大きくなっているなか、紙面でも削減政策を強めるなか、協会機関紙「大阪歯科保険医新聞」では医療大改悪の撤回を迫るキャンペーンを展開した。患者負担増の中止を会員に知らせるとともに、「口腔崩壊」を切り口に経済的理

安保法反対運動の一翼

同法反対の論陣を張った。2016年新春特集号では、「むし歯も戦争もなくしたい。だから安保法に反対します」との見出しで、会員のメッセージを写真と共に掲載。平和を願う歯科医師の姿を発信した。大阪の機関紙コンテス

トでは、「訴求力、時事性、独自性、特別感が素晴らしい。10年に一つあるかないかの紙面企画だ」との高評価を受けた。憲法改定をめぐる問題は、自民党改憲草案の問題点を追究する識者投稿などにも取り組み、安保法反対の運動と市民共同の一端を担っている。

春夏秋冬

日米共同声明

安倍首相とトランプ米大統領が初の首脳会談を行い、共同声明は日本防衛のための核兵器使用や、米国が行う地球規模での戦争への協力体制の推進、名護市辺野古の米軍新基地建設などを宣言した。平和憲法を踏みにじる「戦争する国」づくりや、沖縄の基地を県内たらい回しにする新基地建設など、安倍政権

の「米国第一」の姿勢を転換させなければならぬ。辺野古への米軍基地建設問題では、「普天間基地の継続的な使用を回避する唯一の解決策」として、米国の要求を拒否し、米国の要

球規模で行う戦争支援のため、専守防衛とは無関係な自衛隊の海外派兵をいっそう拡大する宣言にかならない。日米軍事同盟の強化路線に従って、すでに5兆円を超えた防衛

抑止力への日米政府の固執がある。世界で起きている「核兵器のない世界」への運動に逆行する大きな障害となっている。共同声明は経済問題でも「市場障壁の削減」を強調。安倍首相

はTPP離脱を表明したトランプ大統領にもねり、「日米間で2国間の枠組みに関して議論を行う」ことを確認した。過去の2国間協議では米国から「内需拡大」の名で大型公

共工事を押し付けられ、深刻な財政悪化を招いた。この歴史を思い出すべきだ。2国間の協議がTPP交渉での譲歩を前提に進めば、農産物などの貿易だけでなく、国民皆保険制

ンフ氏の大統領令に対して、安倍首相は「内政問題だ」と事実上、擁護した。米国内や当該の国々はもちろん、ドイツ、フランスなどのEU諸国の首脳などからも批判が相次いでいるにも関わらず、この

対等・平等な関係めざせ

沖繩の民意を全く無視する姿勢はこの国の首相なのかと疑う。安倍首相は会談後の共同記者会見で、日本が「積極的平和主義」の下、「より大きな役割を果たしていく」と表明。これは米軍が地

費のこれ以上の増額や、戦後日本が貫く平和主義をなす崩しにすることは許されない。共同声明が核使用も辞さない方針を示したことは、唯一の戦争被爆国としてあるまじき態度だ。根底には「核

度をはじめとする国民生活のあらゆる分野で、日本を丸ごと、米

「米国第一」姿勢は国際的にも異常だ。軍事面でも経済面でも「米国第一」の従属的姿勢をいつまで続けるのか。日本国民の首相として、米国にも言うべきことを主張する、対等・平等の日米関係が求められている。



歯みがきで予防インフルエンザ/週刊女性自身(2月28日号)

ブラッシングなどでむし歯予防に力を入れる横浜市立中尾小学校では、インフルエンザに感染する児童がほとんどいないことを紹介。児童の100人に3人しかむし歯がないという同校は、インフルエンザでの学級閉鎖が過去5年間ない。同校の学校歯科医・江口康久万氏が、予防効果をコメントしている。

最後のセーフティネット4 生活保護裁判の行方

生活保護基準の引き下げが憲法や法律に違反するかについて、裁判所はどうやって審査するのか。

判断の過程を審査

参考になるのが、生活扶助の老齢加算廃止に関する老齢加算東京訴訟最高裁判決(2012年2月28日)である。この判決は、厚労大臣が保護基準を変更する際には、「高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策判断」が必要とされるので、厚労大臣には「専門技術的な考察かつ政策的見地からの裁量権」があるとしたが、厚労大臣の判断に「判断の過程及び手続における過誤、欠落の有無等の観点からみて裁量権の逸脱又は濫用がある場合」、憲法違反・法律違反になると判示した。このように、判断の形成過程に着目し、その過程に問題がないかを審査する方法は「判断過程審査」と呼ばれている。

つまり、裁判所は、厚労大臣が保護基準を変更する際に、事実の調査を適切に行ったか、重要性を検討したかなど、保護基準を変更する判断の過程に問題が無かったかを審査し、問題がある場合に、憲法違反・法律違反になると判示した。このように、判断の形成過程に着目し、その過程に問題がないかを審査する方法は「判断過程審査」と呼ばれている。

基準引き下げは憲法違反

った場合に、その判断が憲法違反・法律違反になるとする。そして、この最高裁判決は、厚労大臣が保護基準を変更する際には、高度に専門性が求められる調査や統計の分析について、厚労大臣が専門家の意見を聞いて尊重をしたのか、統計などの客観的なデータとの整合性がとれているかなどを審査するべきとした。生活保護基準を変更するための事実調査やその重要性の判断には、様々な調査や統計の分析が必要とされ、高度な専門性が要求されるからである。従って、専門家の意見を尊重せずに保護基準を変更した場合や、統計などの客観的なデータと整合していない場合(物価が下落していないという統計データが出ていないにもかかわらず、物価下落を理由に基準を下げた場合など)、裁判所は、厚労大臣の判断の過程に問題があり、保護基準の変更が憲法違反・法律違反とする。

今回の引き下げの問題

今回、厚労大臣が「ゆがみ調整」及び「デフレ調整」という名目で生活保護基準を変更したことは憲法や法律に違反するものである。なぜなら「ゆがみ調整」は専門家会議である生活保護基準部会の提言に沿っておらず、「デフレ調整」に関しては生活保護基準部会では検討すらされていない上、厚労大臣がデフレの根拠とした物価下落率は政府の公式統計を扱う総務省統計局のデータと整合性が取れていないからである。次回以降、これら「ゆがみ調整」と「デフレ調整」について詳しく述べていく予定とする。

(弁護士・富田真平)

